

# 公益社団法人日本ホッケー協会 審判昇格試験等実施基準

2021年4月18日制定

2022年2月12日一部改正

2023年4月1日名称変更

第1条 この実施基準では、公認競技役員規程に基づく審判員の昇格の手続き等について基本的な事項を定めるものとする。

(昇格試験の種別)

第2条 昇格試験は、公認競技役員規程に定められた次のとおりである。

- (1) A級昇格試験
- (2) B級昇格試験
- (3) C級昇格試験
- (4) D級認定講習会

(受講者の選考基準並びに実施手順)

第3条 受講者の選考基準並びに実施手順は、次のとおりとする。

(1) A級昇格試験

- a B級保有者で、全国大会で十分な実績があり、JHAが公表するA級審判員昇格候補者リストの中から指名され、JHAが開催するA級審判昇格試験を受講し、その試験によりA級審判員としての資質が認められるとして、責任講師から上申された者を資格審査室で審議してA級として認定する。試験の責任講師は、競技運営部の指名する講師でなければならない。

(公認競技役員規程第8条第6項)

- b A級審判員昇格候補対象者は、ホッケー・ジャパンリーグ指定審判員を対象として、アンパイア・パフォーマンス・フィールドバックシートによる総合評価で、「昇格試験受講推奨」の評価を3回以上受けた者とする。また、ブロック審判長がブロック内の審判員を推薦（書面による）する場合においても、上記の3回以上の評価のうちの1回として取り扱うこととする。これとは別に、これまでの貢献等を評価し技術委員会の特別推薦により候補とすることができる。候補者の選考は、このことを基準として競技運営部審判部で行う。
- c 試験の責任講師は、競技運営部において決定する。

**順序**

【審判部】A級審判員昇格候補者リスト作成 ⇒ 【競技運営部】受講者の決定 ⇒ JHA主催A級昇格試験実施 ⇒ 資格審査室にて認定 ⇒ JHAより登録手続案内 ⇒ 認定料納入 ⇒ 登録証（認定証）交付

(2) B級昇格試験

- a C級保有者でブロック審判長の推薦によりJHA、ブロック協会または連盟が開催するB級審判昇格試験を受験し、その試験によりB級審判員としての資質が認められるとして、責任講師から上申された者を資格審査室で審議してB級として認定する。試験の責任講師は競技運営部が指名する講師でなければならない。試験の開催について事前に競技運営部長の承認を得なければならない。(公認競技役員規程第8条第7項)

- b 試験の責任講師は、競技運営部において決定する。
- c ブロック審判長の推薦にあつては、11人制の大会（試合）における評価を総合的に判断して決定するものとする。
- d ブロック協会、連盟においてB級昇格試験を実施する場合は、試験実施のおおよそ2ヶ月前に、開催申請書をブロック審判長または連盟審判部長名で、競技運営部（昇格担当経由）あてに提出すること。
- e 試験実施後は、ブロック審判長または連盟審判部長名と責任講師の連名により、速やかに実施結果報告書を競技運営部長（昇格担当経由）あてに提出すること。※昇格担当は、競技運営部長に報告の上、資格審査室に審査を依頼する。

**順序**

【ブロック審判長または連盟審判部長】B級昇格試験開催申請書（競技運営部長、様式1）  
 ⇒ 【競技運営部】開催決定通知（講師の指名含む、様式2） ⇒ B級昇格試験実施 ⇒  
【ブロック審判長又は連盟審判部長と責任講師の連名】実施結果報告（競技運営部長、様式3-1、3-2、3-3） ⇒ 競技運営部から資格審査室に審査を依頼 ⇒ 資格審査室にて認定 ⇒ JHAより登録手続案内 ⇒ 認定料納入 ⇒ 登録証（認定証）交付

(3) C級昇格試験

- a D級保有者で、ブロック審判長または都道府県審判長の推薦によりブロック協会または連盟が開催するC級審判昇格試験を受験し、その試験により責任講師が認定した者を資格審査室がC級として承認する。試験の責任講師は、競技運営部公認の認定講師でなければならない。試験の開催について事前に競技運営部長の承認を得なければならない。（公認競技役員規程第8条第8項）
- b 試験の責任講師は、競技運営部が指名する講師の中から、主催者が決定する。
- c ブロック審判長または都道府県審判長の推薦にあつては、11人制の大会（試合）における評価を総合的に判断して行うものとする。
- d 試験実施後は、ブロック審判長もしくは連盟審判部長名と責任講師の連名により、速やかに実施結果報告書を競技運営部長（昇格担当経由）あてに提出すること。※昇格担当は、競技運営部長に報告の上、資格審査室に承認を依頼する。

**順序**

【ブロック審判長または連盟審判部長】C級昇格試験開催申請書（競技運営部長宛、様式1）  
 ⇒ 【競技運営部】開催決定通知（様式2） ⇒ 試験主催者において講師決定 ⇒ C級昇格試験実施（責任講師が昇格認定） ⇒ 【ブロック審判長又は連盟審判部長と責任講師の連名】実施結果報告（競技運営部長、様式3-1ほか） ⇒ 資格審査室にて承認 ⇒ JHAより登録手続案内 ⇒ 認定料納入 ⇒ 登録証（認定証）交付

(4) D級認定講習会

- a ブロック協会、連盟、都道府県協会が開催するD級審判認定講習会を受講した者で、責任講師が認定した者を資格審査室が承認する。講習会の責任講師は、競技運営部公認の認定講師でなければならない。講習会の開催について事前にブロック審判長の承認を得なければならない。（公認競技役員規程第8条第9項）
- b 講習会の責任講師は、競技運営部が指名する講師の中から、主催者が決定する。

- c ブロック審判長または都道府県審判長の推薦にあつては、受講希望者の意欲、練習試合等での技量等を勘案し、総合的に判断して行うものとする。
- d 講習会実施後は、ブロック審判長もしくは連盟審判部長名と責任講師の連名により、速やかに実施結果報告書を競技運営部長（昇格担当経由）あてに提出すること。※昇格担当は、技術委員長に報告の上、資格審査室に承認を依頼する。

**順序**

※事前にブロック審判長の承認が必要 ⇒ 認定講習会主催者において講師決定 ⇒ D級昇格試験実施（責任講師が昇格認定） ⇒ 【ブロック審判長又は連盟審判部長と責任講師の連名】実施結果報告（競技運営部長、様式4ほか） ⇒ 資格審査室にて承認 ⇒ JHAより登録手続案内 ⇒ 認定料納入 ⇒ 登録証（認定証）交付

（昇格試験等の開催基準）

第4条 昇格試験等の開催基準は次のとおりとする。

（1） 共通

- a 昇格試験及びD級認定講習会では、講義、筆記試験を実施する。また、A級からC級までの昇格試験にあつては併せて実技試験並びに体力テスト（シャトルラン）を実施する。D級認定講習会においては、可否の判定を行う実技試験は原則、実施しなくてもよいが、実技の講習を実施することが望ましい。
- b 講義の内容は下表を基準とする。

JHA並びに競技運営部の組織体制	5分
競技規則	50分
競技運営規程	35分
公認競技役員規程	10分
アンパイアリング（位置取り等）	20分

計120分（実施時間は目安とする。）

- c 試験及び講習会は、競技運営部が発行する昇格試験資料並びに筆記試験により実施する。
- d 責任講師のほかに、補助講師を1名以上置くこととする。補助講師は、A級審判員、UM資格者、ブロック審判長、都道府県審判長の中から責任講師が指名する。評価は、責任講師、補助講師により行い、総合評価により試験及び講習会の可否を決定する。
- e 最大受講者数は、原則最大4名とする。ただし、D級認定講習会にあつては、受講者4名以上とすることができる。
- f 開催経費は、昇格試験、認定講習会を主催する団体が負担するものとする。受講料は、主催者の収入として徴収する。
- g 講師の日当は、1日あたり5,000円とし、交通費は実費相当額とする。講師の宿泊費用については、主催者側が負担するものとする。
- h 受講者は、原則同一年度内で、同一昇格試験、認定講習会を2回以上受講することができない。
- i 各種大会において昇格試験並びに認定講習会を実施する場合は、受講者に対して、別途主催者から委嘱状、大会案内等を必要とする。また、受講者に対する競技役員日当、旅費は原則不要とする。

j C級昇格試験とD級認定講習会を併せて開催し、無資格者がC級認定を受ける場合の実施方法は、次のとおりとする。

①C級昇格試験の実施基準（ブロック等が主催する11人制の大会で2日以上開催など）によりD級認定講習並びにC級昇格試験を実施することとする。

②昇格試験では、実技試験を実施する前に筆記試験を行うこととし、筆記試験において、D級の合格基準を満たす場合にD級の認定を行ったものとして、その後の実技試験をC級試験として取り扱う。なお、筆記試験でD級の筆記試験合格基準を満たしているがC級の合格基準を満たしていない場合は実技試験は中止してもよい。

③受講料は、C級受講料のみを徴収する。

④認定料にあつては、D級、C級の認定料を納入する。

⑤C級昇格試験、D級認定講習会を併せて実施する場合は、競技運営部宛開催申請書にその旨を記載し申請することとする。

※無資格者が、D級講習会とC級試験を併せて受講する場合、所属都道府県審判長がブロック等の主催する11人制大会を担当する技術を持ち合わせているかなどについて、総合的に判断して推薦するものとする。

## (2) A級昇格試験

a 受講料は、公認競技役員規程で定めた5,000円である。

b 原則、全日本選手権大会、日本リーグ等において実施する。

## (3) B級昇格試験

a 受講料は、公認競技役員規程により5,000円としているが、ブロック協会主催、各競技連盟が主催する場合は、これを目安として実情に応じて受講料を決定することができる。

b 昇格試験を実施する大会は、ブロック協会、各連盟が主催する11人制の大会であつて、TD並びにUMが配置されている大会であること。

c 2日間以上実施される大会で実施することとし、昇格試験は、原則、宿泊を伴う2泊3日以上日程で行うこと。

d 実技試験は、公式試合2試合以上を担当すること。

e 受講申込みにあつては所属ブロック審判長並びに都道府県審判長の推薦を必要とする。

## (4) C級昇格試験

a 受講料は、公認競技役員規程により3,000円としているが、これを目安として実情に応じて受講料を決定することができる。

b 昇格試験を実施する大会は、ブロック協会、各連盟が主催する11人制の大会であつて、TD並びにUMが配置されている大会であること。ただしJHAが主催する場合は、この限りではない。

c 昇格試験は、2日以上日程で実施すること。ただし日本代表選手等、競技運営部長が認め、トップレベルで活躍する選手が受講する場合は、この限りではない。

d 実技試験は、2試合以上とする。

e 受講申込みにあつては、所属都道府県審判長の推薦を必要とする。ただし、JHA主催の昇格試験はこの限りではない。

(5) D級認定講習会

- a 受講料は、公認競技役員規程により3,000円としているが、これを目安として実情に応じて決定することができる。
- b 認定講習会は、ブロック協会、都道府県協会、各連盟が主催する11人制または6人制の大会のほか、自治体主催の交流大会、練習試合などで実施することができる。ただしJHAが主催する場合は、この限りではない。
- c 受講申込みにあつては、ブロック審判長または所属都道府県審判長の推薦を必要とする。ただしJHAが主催する場合は、この限りではない。

(試験の合格基準)

第5条 筆記試験、実技試験及び体力テストの合格基準は下表のとおりとする。

種別	筆記試験合格基準	実技試験合格基準
A級昇格試験	75点以上	75点以上
B級昇格試験	70点以上	70点以上
C級昇格試験	65点以上	65点以上
D級認定講習会	60点以上	※

※D級認定講習会においては、可否の判定を行う実技試験は原則、実施する必要はないが、実技講習を実施することが望ましい。

2 実技試験の評価シートにあつては、別で定める。また、体力テストについては、公認競技役員規程の表一5の基準を合格基準とする。

(昇格試験及び認定講習会後の登録手続き)

第6条 昇格試験及び認定講習会後の登録手続きは次のとおりとする。

- (1) A級昇格試験にあつては、資格審査室による昇格者の認定後、JHAから本人に認定の旨と登録手続きの案内が通知される。その後、通知を受けた案内に従い、認定者本人が公認競技役員規程に定める認定料5,000円を指定する期間内に納入しなければならない。
- (2) B級昇格試験にあつては、資格審査室による昇格者の認定後、JHAから本人に認定の旨と登録手続きの案内が通知される。その後、通知を受けた案内に従い、認定者本人が公認競技役員規程に定める認定料4,000円を指定する期間内に納入しなければならない。
- (3) C級昇格試験にあつては、責任講師が昇格の認定を行い、資格審査室による承認後、JHAから本人に認定の旨と登録手続きの案内が通知される。その後、通知を受けた案内に従い、認定者本人が公認競技役員規程に定める認定料3,000円を指定する期間内に納入しなければならない。
- (4) D級認定講習会にあつては、責任講師が昇格の認定を行い、資格審査室による承認後、JHAから本人に認定の旨と登録手続きの案内が通知される。その後、通知を受けた案内に従い、認定者本人が公認競技役員規程に定める認定料2,000円を指定する期間内に納入しなければならない。
- (5) 無資格者が、D級講習とC級昇格試験を併せて受験し、C級合格となった場合は、D級認定料、C級認定料ともに納入しなければならない。

#### ※参考1

無資格であるが、C級昇格試験受講相当のレベルにある場合、C級昇格試験とD級認定講習会を併せて開催することを可能とする。

その場合、C級昇格試験の開催基準を満たすことを条件とし、なおかつ、実施する昇格試験が公式試合である場合は、実技試験前に、筆記試験を実施し、D級昇格試験の合格基準を上回る成績でなければ実技試験を行うことができない。なお、筆記試験により、D級合格基準の60点未満の場合、不合格とする。60点以上64点以下の場合には、C級合格基準を満たしていないため、実技試験を実施しなくてもよい。

#### ※参考2

代表選手等のトップレベルで活躍する選手が審判資格を取得するための方策

- ① 代表合宿等でD級認定講習会と併せてC級昇格試験を実施（D級、C級取得）  
筆記試験65点以上の場合、実技試験を実施。実技65点以上でC級合格。  
受講料はC級受講料を納付。合格した場合は、D級、C級の認定料を納付する。
- ② ①後、B級昇格試験が実施される全国大会に参加する。（C級審判として受講→B級取得）

年 月 日

(公社) 日本ホッケー協会 競技運営部長 様

申請者

役 職 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

( B級 ・ C級 ) 審判昇格試験開催申請書

(ブロック、連盟) 主催の (B級・C級) 昇格試験の開催について下記のとおり申請します。

記

- 1 主催者 \_\_\_\_\_
- 2 実施日 \_\_\_\_\_年 月 日 ( ) ~ \_\_\_\_\_年 月 日 ( ) まで
- 3 会 場 \_\_\_\_\_
- 4 大会名 \_\_\_\_\_  
(大会事務局責任者氏名連絡先 : 氏名 ( ) 連絡先 ( ))  
(大会TD氏名 ( )、大会UM氏名 ( ))
- 5 受講予定者 \_\_\_\_\_人
- 6 連絡事項等

【添付資料】

- 1 昇格試験開催要項 (別紙 参考例参照)
- 2 大会開催要項

【特記事項】

- 1 試験実施日の2ヶ月前までに申請書を提出してください。
- 2 申請者は、昇格試験主催代表者としてください。例) ブロック審判長、連盟審判部長など
- 3 責任講師については、B級昇格試験は競技運営部で決定し、C級昇格試験は、主催者で決定してください。補助講師については、講師と主催者により決定してください。

送付先 競技運営部 資格審査室 担当 中野 典子 : tc-shikakushinsashitsu@japan-hockey.org

年 月 日

申請者

役 職 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 様

(公社) 日本ホッケー協会 競技運営部長

( B級 ・ C級 ) 審判昇格試験開催に係る承認決定通知書

貴殿から申請があった標記の件について、開催を承認します。

記

1 実施日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ( ) ~ \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ( ) まで

2 会 場 \_\_\_\_\_

3 大会名 \_\_\_\_\_

4 派遣講師 \_\_\_\_\_

※C 級昇格試験にあつては試験主催者で決定する。

5 連絡事項等

**【特記事項】**

- 1 受講者が決定しましたら、各審判資格申請書により受講者氏名を競技運営部に報告してください。
- 2 昇格試験実施後は、2週間以内に昇格試験結果報告書を提出してください。
- 3 補助講師については、講師と試験主催者により決定してください。

送付先 競技運営部 資格審査室 担当 中野 典子 : tc-shikakushinsashitsu@japan-hockey.org

年 月 日

(公社) 日本ホッケー協会 競技運営部長 様

申請者

役 職 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

責任講師

役 職 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

( B級 ・ C級 ) 審判昇格試験実施結果報告書

(ブロック、連盟) 主催の (B級・C級) 昇格試験を下記のとおり実施しましたので報告します。

記

- 1 実施日 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 ( ) ~ \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 ( ) まで
- 2 会 場 \_\_\_\_\_
- 3 大会名 \_\_\_\_\_  
(大会事務局責任者氏名連絡先：氏名 ( ) 連絡先 ( ))  
(大会TD氏名 ( )、大会UM氏名 ( ))
- 4 受講者 \_\_\_\_\_人
- 5 講 師 \_\_\_\_\_責任講師氏名 ( )、補助講師氏名 ( )
- 6 結 果 別紙のとおり
  
- 7 感 想

【添付資料】

- 1 B級C級審判昇格試験結果一覧 (様式3-2)
- 2 実技評価審査表 (様式3-3)
- 3 受講者の受講申込書

【特記事項】

- 1 申請者は、開催申請書で申請を行った者とし、責任講師と連名としてください。申請者と責任講師が同じ場合は、責任講師欄に上同としてください。

送付先 競技運営部 資格審査室 担当 中野 典子 : tc-shikakushinsashitsu@japan-hockey.org

年 月 日

(公社) 日本ホッケー協会 競技運営部長 様

申請者

役 職 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

責任講師

役 職 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

### D級審判認定講習会実施結果報告書

(ブロック、連盟、都道府県協会) 主催のD級認定講習会を下記のとおり実施しましたので報告します。

#### 記

- 1 主催者 \_\_\_\_\_
- 2 実施日 \_\_\_\_\_年 月 日 ( ) ~ \_\_\_\_\_年 月 日 ( ) まで
- 3 会 場 \_\_\_\_\_
- 4 大会名 \_\_\_\_\_  
(大会事務局責任者氏名連絡先：氏名 ( ) 連絡先 ( ))  
(大会TD氏名 ( )、大会UM氏名 ( ))
- 5 受講者 \_\_\_\_\_人
- 6 講 師 \_\_\_\_\_責任講師氏名 ( )、補助講師氏名 ( )
- 7 結 果 別紙のとおり
- 8 感 想

#### 【添付資料】

- 1 D級認定講習会結果一覧 (様式3-2)
- 2 実技評価審査表 (様式3-3)
- 3 受講者の受講申込書

#### 【特記事項】

- 1 申請者は、開催申請書で申請を行った者とし、責任講師と連名としてください。申請者と責任講師が同じ場合は、責任講師欄に上同としてください。

送付先 競技運営部 資格審査室 担当 中野 典子 : tc-shikakushinsashitsu@japan-hockey.org